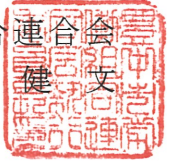


市労連発第887号
2026年5月21日

豊中市長 長 内 繁 樹 様

豊中市労働組合連合会
執行委員長 齊 藤 健 文



2026夏期総合生活改善要求について

貴職におかれましては、平素より職員の労働条件の向上に格段のご配慮をいただいていることに敬意を表します。

さて、2026年の夏期総合生活改善について下記のとおり要求しますので、文書にて誠意ある回答を頂きますようお願いいたします。併せて団体交渉を行うよう申し入れます。

記

1. 賃金等に関する要求

- (1) 賃金制度の改善に向けて、賃金検討委員会で引き続き協議を行うこと。資格・免許取得の支援については、引き続き様々な制度改正を踏まえ公平感と職員が希望を持てる持続的な制度構築を図ること。また、人材確保の観点から、初任給格付けの引き上げをはじめ、昇格、昇給等の賃金決定基準の改善、上位昇給の活用などによって、職員の賃金水準を改善すること。
- (2) 各種主任者等の職責に応じた賃金制度を確立すること。
- (3) 技能職制度について、当初の目的である市民サービスの向上に資するための持続可能な職場運営と技能職の可能性が広がる制度となるよう労使で継続的な議論を行うこと。
- (4) 人事評価制度の賃金への反映については、制度の趣旨・目的、人材育成の観点で行うものであることを周知徹底し、課題が生じた場合、労使議論で解決を行うこと。
- (5) 賃金・労働条件の見直し・変更については、事前協議体制を確立し、その上で90日以前の申し入れと協議、労使合意の上に行うこと。

2. 諸手当に関する要求

- (1) 扶養手当の支給額の改善を図ること。また、教育加算額を引き上げること。
- (2) 住宅手当については、職員の市内在住を促進するよう、この間の協議経過を踏まえ、早期に制度の改善を図ること。
- (3) 通勤手当については、国における改正を最適準とし、自動車等交通用具にかかる通勤手当を改善すること。また、駐車場等利用に関する手当を新設すること。国に遅れることなく、採用当初から通勤手当を支給できるよう措置すること。
- (4) 時間外勤務手当の支給率の充実・改善を図ること。また、緊急対応時などの支給基準についても改善を図ること。

3. 地方分権及び行財政改革に関わる要求

- (1) 国の進める行革推進関連法は、不当な自治体・労使自治への介入であるとともに地方分権に逆行するものであることから、反対の姿勢を明確にし、不当な指導を行わないよう働きかけること。
- (2) 地方行政の運営に必要な税財源の確保について、強く国に働きかけること。
- (3) 「地方財政健全化法」を踏まえ、豊中市の財政再生判断比率を算定し、今後も取り扱い方針について労使協議を行うこと。
- (4) 行財政改革の名の下に安易な人員削減を行わないこと。
- (5) 市政運営にかかる各種計画・方針の策定は、従前どおり策定段階からの職場議論を尊重すること。また、その実施に向けては、各項目を所管する部局の責において、十分な労使協議を行うとともに、労使合意のもとに実現を図ること。
- (6) 南部地域の活性化に向けた取り組みについては、職場議論と労使協議を徹底すること。
- (7) 市政運営の透明性を確保するため、団体や市民等からの要望等について記録及び公開することを基本とした条例化を早期に図ること。

4. 労働時間短縮・自由時間拡大に関する要求

- (1) 1,650労働時間の実現に向け、引き続きノー残業デーの徹底を図るとともに、長時間労働に係る是正勧告等を契機に実労働時間の縮減や年次有給休暇を完全取得するため、時短推進プログラムの実効性の確保、進捗状況の点検を行うこと。また、時間外労働に関わって36協定を遵守するとともに時間外労働の全職員実態調査を行い、データ提供と合せて縮減に向けた労使協議を行うこと。
- (2) 年次有給休暇及び夏季休暇の取得促進に向けて環境整備を図ること。
- (3) 更年期障害休暇を新設すること。
- (4) ドナー休暇の親族適用を行うこと。
- (5) ボランティア休暇の制度拡充を図ること。
- (6) 職業生活と家庭生活の両立支援を目的とする以下の休暇・休業制度など、勤務環境の整備を行うこと。また、男性職員の育児・介護休業等取得促進を図ること。
 - ① 介護休暇の期間については合計6ヵ月以上とすること。
 - ② 育児・介護を行う職員へのテレワークやフレックス制度を整備すること。
 - ③ 育児や介護にかかわる休暇・休業制度について、代替職員を確実に配置するなど取得しやすい環境を整備すること。また、各所属に育児・介護職員を支援する責任者を配置すること。
 - ④ 子の看護等休暇について、制度の拡充を図ること。また、子にかかわらず、看護等休暇の対象者の拡大をはかること。
 - ⑤ 不妊治療については、治療に必要な日数を付与するなど、さらに制度の拡充を図ること。また、休暇を取得しやすい雰囲気醸造やプライバシーへも配慮すること。

- ⑥子の看護・養育にかかる欠勤・休業制度を新設すること。
- (7) 治療と仕事の両立支援にむけ、休暇制度や勤務制度を拡充すること。また、各所属に治療と仕事の両立を支援する責任者を配置すること。
- (8) 自己啓発などの休業制度の拡充を図ること。
- (9) 長期在職者休暇を新設・拡充すること。
- (10) 職員の休息時間を確保する勤務間インターバル制度を導入すること。インターバルについては、11時間を基本とし、インターバルによる出勤時間が所定労働時間の開始時間を超える場合は、その時間を勤務したものとして取扱うこと。

5. 福利厚生・安全衛生・労働条件に関する要求

- (1) 賃金、福利厚生、その他の労働条件は、全てについて労使協議・合意によって決定すること。また、様々な行政施策の臨機対応についても十分な情報提供と事前協議を徹底すること。
- (2) 大阪府市町村職員共済組合に対し、現状の給付水準を維持・改善するよう働きかけること。
- (3) 地方公務員法42条の趣旨に基づき、職員の福利厚生について検証を行い、更なる充実を図ること。
- (4) 福利厚生・健康管理の充実に向け、引き続き労使協議を行うこと。
- (5) 労働災害の完全撲滅に向けて安全衛生の取り組み強化について労使協議を行うこと。また、業務委託先など自治体関連事業所についても、労働安全衛生上のチェック・指導を強化して実施すること。
- (6) 事務所環境の改善（温暖化防止と温暖化（猛暑））対策を講じること。また、節電等に関しては事前に労使協議を行うこと。
- (7) メンタルヘルスについて、「心の健康づくり基本計画」及び「心の健康づくり実施計画」を踏まえて、予防、相談体制の更なる充実を図り、きめ細やかな対策を講じること。
- (8) 直営による公共サービスの質の確保のための業務改善、人員確保及び今後の市民ニーズに応えうる要員確保を行うこと。
- (9) 短時間勤務職員制度等の運用については、これまでの協議経過を踏まえて、労使合意のないものは行わないこと。
- (10) 災害、緊急時におけるライフライン確保を基本に危機管理体制の充実に努めること。また、災害時等での職員の勤務・労働条件や非常参集ならびに情報収集体制確立と指示・命令系統の統一について、現状を検証し、労使協議を行い、早期改善を図ること。
- (11) 通常の業務執行において、職員が個人賠償等の責任を問われた場合については、当局が責任を持って対応を図ること。
- (12) 豊中市地球温暖化防止地域計画を踏まえ、省エネワークスタイルの推進にあたっては、作業・職場環境などの改善を行うとともに、職場実態に即した取り組みを進めること。

6. ハラスメントのない職場づくり

あらゆるハラスメントの防止にむけ、「ガイドライン」や「要綱」を策定し、規則・服務規律等を改正すること。また、管理監督者、労働者の双方に「研修・教育」を実施し、啓発活動を行うなど、総合的な対策を講じること。

- ① パワー・ハラスメント防止のための基本指針等を作成し、労使交渉を踏まえて、条例・規則でパワー・ハラスメント防止のための具体的施策を定めること。
- ② セクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメントに関する相談窓口を設置すること。
- ③ 管理職および職員に対して、パワー・ハラスメントの内容およびその発生の原因や背景を含めた研修・講習等を実施すること。
- ④ カスタマー・ハラスメントや「悪質クレーム」防止のための基本指針等を作成し、労使交渉を踏まえて、条例・規則でカスタマー・ハラスメント防止のための具体的施策を定めること。

7. 指定管理者制度に関する要求

指定管理者制度は、地方公共団体の自主性に委ねられた制度であることから、市の設置責任を果たし、公共サービスの質を担保するため、現行公社・財団での長期的事業継続ができるよう指定期間・選定方法を改善すること。併せて、労働条件についても十分に協議し、合意の無いものは導入しないこと。

8. 会計年度任用職員に関する要求

- (1) 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、同一価値労働・同一賃金の観点からも、正規職員との均等待遇の早期実現を図ること。また、当該労働組合からの別途の要求についてその実現を図ること。
- (2) 労使確認事項については、書面協定化すること。
- (3) 会計年度任用職員の夏季休暇について、その対象拡大を図ること。

9. 短時間勤務職員に関する要求

- (1) 短時間勤務職員の賃金・労働条件については、常勤職員と均衡を図るとともに、早期に真の（任期の定めのない）短時間勤務職員制度が実現できるよう関係機関に働きかけること。また、当該労働組合からの別途の要求についてその実現を図ること。
- (2) 雇用安定及び給与・諸手当の均等待遇を実現すること。
- (3) 短時間勤務職員の欠員は、短時間勤務職員で補充すること。また、サービス提供に必要な人員を短時間勤務職員で増員確保すること。

10. 男女平等に関する要求

- (1) 家族的責任を有する男女労働者の時間外労働の縮減・規制強化に取り組むこと。
- (2) 女性職員と男性職員のあらゆる比率を検証し、職場での男女平等を推進する施策を

展開すること。また、男女平等が推進できるよう、施設整備を行うこと。

- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画及び特定事業主行動計画の具体化に向けた労使協議を行うこと。

11. 労働政策に関する要求

- (1) 自治体関連労働者・公共サービス労働者の賃金について、入札・委託契約にあたっては、高卒初任給以上をベースにした人件費の積算に基づく金額設定を行い、委託労働者の雇用と労働条件が守られるようすること。
- (2) 政策入札制度について、すべての部局でその意義の共有化と推進を図ること。
- (3) 入札・委託契約制度の改善について、その実効性を持たせるために次の措置を行うこと。
- ①入札参加企業等に対して、参加資格項目として、就業規則、36協定届、賃金台帳、労働者派遣事業者番号、安全衛生委員会議事録及び健康診断実施証明書・資格者一覧、労働災害発生記録等の提出を義務付けること。
- ②人権、環境、福祉、公正労働及び男女共同参画社会の形成、その他の社会的価値の実現を目的とした自治体契約に関する条例を制定すること。
- ③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、発注者としての責務を果たすこと。

以 上

